

令和5年第1回  
北栄町農業委員会総会議事録

## 令和5年第1回北栄町農業委員会総会

開催年月日	令和5年1月10日（火）			
開催の場所	北栄町大栄農村環境改善センター			
開 会	午後1時30分			
出席委員 (22名)	1番	石井 通人	14番	松村 雅弘
	2番	前田 浩明	15番	長谷川 康弘
	3番	向井 慎一郎	16番	安田 千秋
	4番	山根 宜弘	17番	池本 博史
			18番	津川 孝篤
	6番	竹原 正純	19番	村岡 孝二
	7番	田熊 公男	20番	盛山 由紀子
			21番	一二三 満雄
	9番	森本 壮一		
	10番	町 照美	23番	井川 敏昭
	11番	秋山 英正	24番	山下 正美
	12番	永田 恭彦		
	13番	陶山 康博	26番	河本 松秀
欠席委員等	河原 廣美、田村 美智恵、道祖尾 貞浩、杉川 一二美			
事務局	局長	中原 広美		
	書記	主任 時枝亮平 農地中間管理推進員 中西 宣之		
閉 会	午後2時30分			

## 日 程

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議長開会宣言 定足数の確認
- 4 議事録署人の指名  
(15番 長谷川委員) (16番 安田委員)
- 5 議事
  - (1) 農地法第3条の規定による許可申請について (2件)
  - (2) 農地利用集積計画の決定について
    - ・ 利用権設定
    - ・ 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画
    - ・ 北栄町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4章1の(5)の規定による所有権の移転申出書 (1件)
- 6 協議事項
  - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について (7件)
  - (2) 賃貸借農地の解約について (7件)
  - (3) 非農地証明について (1件)
  - (4) 北栄町農業振興地域整備計画の変更について (1件)
- 7 報告事項
  - (1) 委員会報告
    - 農地委員会
    - 農政委員会
    - 広報委員会
  - (2) 農家相談報告
  - (3) 審議会等報告
- 8 連絡事項

農家相談	令和5年1月24日(火)午後1時30分から 大栄庁舎 2階 会議室 担当委員 杉川委員、田村委員、安田委員
総 会	令和5年2月10日(金)午後1時30分から 大栄農村環境改善センター 大会議室
現地確認	令和5年2月 9日(木)午後1時30分から 担当委員 一二三委員、向井委員、永田会長
議案締切日	令和5年1月25日(水)
- 9 その他 空き農地情報バンク登録申込書 (3件)
- 10 閉会

○事務局

ただいまから、第1回の総会を開催します。

農業委員会規則第5条において、会長が議長となるとなっていますので、会長に進めていただきます。よろしくお願いします。

○永田議長

規則によりまして議長に就任をさせていただきます。

最初に、定足数の確認です。5番、河原委員、8番、田村委員、22番、道祖尾委員、25番、杉川委員から欠席届が出ております。そのほかの方は出席ですので、総会成立を宣言します。

では、日程に従いまして、議事録署名人の指名でございすけども、15番、長谷川委員、16番、安田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、議事に入りたいと思います。

議事の1番、農地法第3条の規定による許可申請について、2件申請が上がっております。順次説明、審議のほうを行いたいと思います。

そうしますと、まず議事第1号の1、3ページからの案件となります。こちらにつきまして、事務局の説明はありますか。

○事務局

この3条の1件目につきましては、〇〇さんから〇〇さんへ農地を売買というものですが、こちらにつきまして、5ページ目の作付面積の合計が4ページ目の農地面積と今回新しく変わる農地の面積を合わせた数字と、ちょっと異なっているものになっているんですけども、これは休ませている農地があったり、闇で耕作している農地があったりすることで、おおよその面積を記入されたということですので、数字が合わないところも多少ありますけども、ちょっとそのようになっております。以上です。

○永田議長

ありがとうございます。

そうしますと、これにつきまして、皆さんからの発言を求めたいと思います。御意見のある方、ございますでしょうか。

○一二三委員

21番、一二三です。5ページですけども、先ほど事務局から話がありました、休ませる畑があるということでしたけど、面積が2万1,712と書いてあるんですけど、今計算をすると1万6,822ぐらいになると思うんですけど、これはただの計算間違いということでしょうか。何かありますか。

○事務局

闇で作っておられるというところもあるということですので、それも踏まえてある

○一二三委員

闇があるということで、実際にはこれだけ作っていると。

○事務局

そうですね。

○一二三委員

分かりました。

○永田議長

休ませる畑があるのと闇の関係がある。

先ほど事務局のほうに確認はしたんですけども、対価のほうが5万9,319円という半端な数字だったので、10アール当たり5万9,312だったというような話でした。こちらにつきまして、いろいろな書き方がしてあるもので、統一していただくように今事務局のほうに話をしましたので、一筆その金額の売買、一筆と記載をいただくようにとい

うことをお願いしておきましたので、御報告しておきます。よろしくお願ひします。  
ほかございませんか。

では、ないようですので、議事1-1、申請のとおり許可としてよろしいでしょうか。  
(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしますと、申請のとおり許可で願ひします。

そうしますと、整理番号2番、9ページからの案件になります。こちらにつきまして、  
事務局より説明はございますか。

○事務局

特にありません。

○永田議長

説明はないようです。

皆さんからの御意見をお伺ひしたいと思います。発言のある方、ございませんか。

はい。

○竹原職務代理

6番、竹原です。対価の額ですけど、これもやっぱりひっかかると、どっちですか、これ。

○事務局

一筆ですね。

○竹原職務代理

10アールでなしに。

○事務局

そうです。

○竹原職務代理

高いな。

○永田議長

一筆20万円、525平米で20万円ということでございます。

ほか皆さんからの御意見はございますか。ありませんか。

そうしますと、ないようですので、議事1-2、申請のとおり許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、申請のとおり許可といたします。

続きまして、議事2、農用地利用集積計画の決定について、計画のほうが68件計画が  
上がっております。

委員関連案件はありません。

そうしますと、説明はありますか。

○事務局

21ページ、最後のところになります。66番、67番、68番なんですけれども、6  
6番の〇〇さん、こちらは新規就農をされる〇〇さんの奥さんで、既に貸し借りを旦那さ  
んのほうはされているんですが、夫婦就農をされて、事業を活用されているために、〇〇  
さん自体も農地を借入れが必要だということになって上がってきているものです。

それから67番、68番の〇〇さんです。こちらアパートの居住になっていますが、こ  
ちら現在、新規就農をされるということで、〇〇さんのところで現在研修中です。研修が  
終わりまして、7月か8月に就農されるということで、現在準備をされていらっしゃるこ  
ところ。7月のその期間までについては一旦、機構が借り受けて就農に合わせて〇〇さ  
んのほうに貸付けを行うというものになっております。以上です。

○永田議長 説明のほうが終わりました。

皆さんからの発議をお受けしたいと思います。御意見のある方、おられませんか。よろ

しいでしょうか。

○秋山委員

ちょっといいですか。

○永田議長

はい。

○秋山委員

11番、秋山ですが、この内容じゃないんですが、今度の今年の4月以降貸し借りが変わってくるという予定ですが、もう近づいてきたわけですが、今年の4月以降はこの利用権設定はなくなるということですか。その期間が来たら、そのどちらか、3条か中間にするんじゃないかと、この利用権設定での手続もまだ継続されるのか、ちょっとそのところを確認させてください。

○事務局

今年の4月から制度が改正になりまして、利用権設定が基盤法の利用権設定がなくなります。ただし、2年間については、猶予期間を設けるということで法律のほうに定めがありますので、これから2年間については、新たな基盤法での契約は結べます。なので、あと2年の間については基盤法で新たに結ぶことは可能になっています。現在、基盤法で結ばれているものについては、そのまま基盤法が継続をして満期が来るまでは現在の基盤法で行うというふうになっています。以上です。

○秋山委員

ありがとうございます。

○永田議長

審議の方法としては特に変わらないということでしょうか。このまま今の基盤法の丸印ですね、区別したように、こういったままで走るということでしょうか。

○事務局

当面はこういった形で提示させていただこうと思いますが、もう少し分かりやすい方法とかあれば検討はしたいと思います。

○永田議長

中間管理で貸し借りする場合の簡素化を図るということについてはどうなっていますか。

○事務局

様式の簡素化とそれから期間の簡素化については、現在、担い手育成機構のほうから案が示されています。そちらのほうが決定的になるのは多分1月か2月になるのではないかと思います。あと、今現在、中間管理機構の貸付けについては、県のほうが公告をしております。基盤法については、もともとは県だったんですけども、移管されて町がやるということになっているんですが、中間管理事業についても同じように町のほうで報告をするような方法を取っていきたいというふうには県のほうは言っていますが、県のほうの条例改正が必要になってくるので、それは4月以降になってくるのではないかなというふうに聞いています。以上です。

○永田議長

いずれにしても全般的に4月以降でないと明確な分が出てこないということですね。

○事務局

はい、そうです。

○永田議長

大筋はこれまでどおり農業委員会総会としては扱うそうですが、改正部分については4月以降ということで御案内をいただきました。

そうしますと、ほか、よろしいでしょうか。

では、ないようですので、計画68件、計画どおり決定としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では計画のとおり決定といたします。

続きまして、一番最後のページ、北栄町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4章1の(5)の規定による所有権の移転申出書が1件上がっております。こちらについて、審議のほうを行いたいと思います。

事務局より説明はございますか。

○事務局

特にありません。

○永田議長

説明のほうはないようです。皆さんからの発議をお受けしたいと思います。御意見のある方、ございませんか。

○事務局

ごめんなさい、1点です。対価については1筆の金額です。

○永田議長

1筆ですね。

○事務局

はい。

○永田議長

皆さんからの御意見はございませんか。よろしいですか。

ではないようですので、基本構想による所有権移転の申出書、申請のとおり許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、申請のとおり許可とさせていただきます。

そうしますと、以上をもちまして、議事のほうを終了させていただきます。

続きまして、協議事項に入りたいと思います。

協議事項1番、農地法第3条の3第1項の規定による届出書について、7件上がっております。一括、まとめて審議を行いたいと思います。

事務局より説明はございますか。

○事務局

1ページ、2ページなんですが、〇〇さんの分です。土地が下から2番目の土地なんですが、こちら自作となっておりますが、こちらについては既に非農地の判定をした農地になっていますので、自作ではなくて非農地で、現況地目は山林というふうになっている土地になります。以上です。

○永田議長

説明のほうは終わりました。

それでは、皆さんからの発議を受けたいと思います。御意見のある方、ございませんか。あっせん希望は既に出してでよろしいでしょうか。

○事務局

はい。

○永田議長

希望が上がっている農地があるようです。地元委員さんの中で、またありましたらお世話をしてあげてください。よさそうな農地という感じがしますけど。

皆さんからの発言はよろしいでしょうか。

ではないようですので、協議事項の1番、7件を一括受理としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

7件一括で受理をいたします。

そうしますと、協議事項2番、賃貸借農地の解約について、こちら7件上がっており

ます。

こちらについて、事務局より説明等ございますか。

○事務局

ありません。

○永田議長

説明のほうはないようです。

そうしますと、皆さんからの発議をお受けしたいと思いますが、御意見のある方はございませんか。

解約後の貸付け先のない方がいるかなと思うんですが、どんなものでしょうか。あっせん希望でしょうか。

○事務局

24ページは貸付け先は決まっているということだったんですが、そちらは決まったのでということだったんですが、ちょっと確認がどうだったかというところは確認は取れていません。

あと、28ページかな、こちらについては解約をされていらっしゃいますが、実際にはこれまで義理のお父様の所有の農地だったために、貸し借りをされていらっしゃったんですが、今回、亡くなられて相続をされたために、御夫婦の土地になったので、解約をされていらっしゃいます。ですので、実際にはこれまでも作っていて、これからも作られる、今度は自作地として作られるということになっています。以上です。

○永田議長

皆さんからの御意見はよろしいでしょうか。

ないようですので、協議事項2番、賃貸借農地の解約について、7件一括受理としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では一括受理といたします。

協議事項3番、非農地証明について、1件申請が上がっております。

こちらについて、事務局より説明がありますか。

○事務局

非農地証明についてですけども、申請の土地につきましては、現在、〇〇の土地に昭和頃に建てられた建物がありまして、申請地には建物の雨水排水を目的とした管が埋設されていたということで、非農地証明の申請がありました。ちなみに申請地の東側の〇〇の農地については、昨年4月に一般住宅を建てるための転用の許可を得ていたんですけども、譲受人と不動産屋とのやり取りで埋設物が埋まっているということに気づかなかったということがありました。申請地の非農地後につきましては、〇〇さん宅へ売買されるのかどういふ対応なのか分からないんですけども、渡される予定ということですけども、昨年、住宅を建てる予定だった土地については、譲受人の意向として、仲介した不動産屋は信用できないのでこの場所で家を建てるのをやめたいということがあったそうで、その転用自体が取消しになっています。こちらについては、県のほうにも届出を出しまして、元の農地に戻ったという感じにはなっています。もしまたこの土地に住宅などを建てる計画が出てくれば、また再度、農地転用の申請の手続をすることになります。以上です。

○永田議長

申請のほうは32ページの〇〇となって、これは〇〇ですね。

○事務局

失礼しました。

○永田議長

〇〇の田んぼから分筆して〇〇で、その〇〇が今回、非農地証明で上がってきているということでありまして。こういった転用の取消しについては、特にこれまで報告



はありませんでしたか。ありましたかね。総会の報告はあたりなかつたりで。

○事務局

私が来てから2件ぐらいですね、1件は報告しました。この件は報告したかどうかちょっと記憶がないです、ごめんなさい、報告するようにします。

○永田議長

そうしますと、この件につきまして、皆さんからの発言を求めたいと思います。

○事務局

現地確認報告。

○永田議長

そうか、現地確認か。

○石井委員

すみません、現地確認です。1月の6日に私に盛山委員さんと秋山委員さん、それと事務局で現地確認に行きました。先ほどの御説明のとおり、最初からの、あれは結局、隣のほうが田んぼになっておりました、その下が結局土砂が崩れちゃって、雨戸の水が流れているんじゃないかと。そういうふうな気持ちで、見た感じはそうであって、それが出てきたというようなことで、こういうことになったのではないかと私は想定しております。以上につきまして、先ほどもあったように、結局宅地ということにはならず、現状は田んぼだったというような形になつるということでございます。以上です。

○永田議長

ありがとうございます。

そうしますと、以上の件で皆さんからの御意見を受けたと思います。ございませんか。

では、特別にないようですので、協議事項3番、非農地証明の申請につきまして、申請のとおり受理してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、申請のとおり受理いたします。受理のほうをお願いいたします。

続きまして、協議事項4番、北栄町農業振興地域整備計画の変更について、1件申請が上がっております。協議ですね、協議の議題が上がっております。

このことにつきまして、事務局より説明はございますか。

○事務局

〇〇のところですが、地図とそれから現地写真のところのお名前を私、間違えてまして、〇〇さんの漢字を間違えています。〇〇さんに修正をお願いします。こちらのほうで現在、〇〇のほうからハウレンソウの作付に通っていらっしゃるんですが、今度さらにこちらのほうで農業拡大をしようと考えてらっしゃるんですけども、現在、ハウレンソウを収穫して、〇〇に持って帰って作業をされていらっしゃるということで、ちょっと効率が悪いというか、栽培するにはいいんだけど、作業場がなく、効率が悪いと。地区の周辺で空いている作業場ですとか、それから工場跡地なんかを結構当たられたんですけども、なかなかなかったということで、取得された農地に作業場を建設して、こちらのほうで作業をされたいということで、特には水等は使用されないの、そちらのほうでは排水等については汚水等はないようになっています。雨水については地下浸透という形になっています。こちらのほうで1種農地になるんですが、農業用の施設ということになりますので、1種農地であっても建設は可能ということで、農振の手続が済みましたら、来月、今度は転用の申請を出してこられるという形になります。以上です。

○永田議長

そうしますと、現地確認報告をよろしくお願いします。

○秋山委員

先ほどありましたように、先日、石井委員、盛山委員と私で確認をしに行きました。出るとおりですけども、下のほうが流したりするのにいいんじゃないかなど。雨水を流

すのにいいんじゃないと、下のほうはもう水路がありますけれどもという話をしていましたら、下のほうは農道から崖になっていて、さらにまた何メートルかのあれ、改良区の土地になっとるかと思えますけど、土地があってもじゃない下のほうには流せんような形でこの位置にされたなというのが分かりました。ただ、見た中で思うのは、小屋を建てるということになりますと、雨水はやっぱりどうしてもこもります。これ地下浸透にしてありますが、屋根が詰まったら水を全部流すとなると、しっかりした浸透ますをせんとオーバーフローを起こした場合には、畑の土の流出とか、そういうことにつながらへんかなと思えますので、そこのところをきっちりしていただくことは大事なかなというふうに思います。

それから、ここの小屋のところの作業道は車1台止めたらもう通れませんが、もしかしたら、これ畑の中に車が入り出できるような駐車場というのも将来考えならへんかなという気はします。ですから、その辺のことも踏まえて、今後の申請なりをさせてはどうかという感じはします。あと、地図にもありますけれども、この建物を建てる下のほうは草が結構生えたままになっています。この辺の利用を今後どうされるのかなというのがちょっと気になったところでもあります。以上です。

○永田議長

ありがとうございます。そうしますと、現地確認のほうをいただきました。皆さんからの御意見を受けたいと思います。いかがでしょうか。

○河本委員

1点よろしいでしょうか。

○永田議長

はい。

○河本委員

39ページの選定理由のところ、下の3行です。雨水は地下浸透で今、いいですが、上水は利用しませんというふうになっております。大丈夫とは思いますが、ハウレンソウはでも、根ほうは洗ったりをしたらへんかな。それは給水管を畑かんから取って使いなるとかという辺はちょっと聞いてみたいとか、どうしなるかなというのがちょっと気になります。

それからもう一つは、小屋の中に作業室があります。従業員さんはここで休憩したりされると思いますが、トイレはいわゆるレンタルのトイレを置かれるんですかね。その辺で上水を使わないと書いてあればそういうつもりかなということで、ちょっとそこのところも本当に雨水を流すだけで、あとの水は一切本当に要らないものなのかなというのをちょっと、別に心配せんでもいいかもしれませんが、心配しております。

○永田議長

ハウレンソウのそういった状況がお分かりになられる方はおられませんか。特に水は使わないでいいとか。

○井川委員

水は使わんと思うけど。

○永田議長

よろしいですか、大丈夫ですか。

○井川委員

拭いて取っちゃうから。

○永田議長

なるほど。

○河本委員

じゃばじゃば大量に流すほどは使わないということですね。

○事務局

ここ自体が水が来ていないところですので、水の利用自体ができないということもあって、こういう計画をされているんだろうなというふうに考えます。農地転用の申請に当たるときには確認事項について確認をさせていただきます。

○向井委員

すみません。

○永田議長

はい。

○向井委員

3番、向井ですけど、ちょっと水について、細かい話なんですけども、この地図というか37ページをちょっと見たんですけども、○○というのは、これは地目は何ですか。

○事務局

そちらも畑です。畑なんですけれども、そちらが同じように所有者はそちらなんですけど、改良区の管が埋まっているところになります。大栄地区については、国の事業でやっている関係で、管が埋まっているところは全て分筆されて、こちらに土地改良区の権利が設定をされていることがあって、分筆がされていると。畑としては一体のものなんですけども、そこに管が埋まっているために分筆をして権利設定がされているというものになっています。

○向井委員

所有者はその○○さん。

○事務局

そうです。

○向井委員

そうすると、例えば建物を建てるにしても、車の出入りとか当然あるでしょうから、当然作業場の前ぐらいまでは車が常識的に出入りするような形でならずとこの○○も農地のものだったら、転用か何かの許可か何か要するんじゃないですか、そうじゃないんですか。私は知りませんが。

○事務局

この土地については、コンクリ等はせずに、そのまま土のまま置いておかないといけないことになっています。改良区の許可的には出ないことになります。

○向井委員

ということは、要するに土のままです。

○事務局

そうですね。

○向井委員

○○だけ例えば農地転用の許可が出たら、コンクリを打てるということですか。

○事務局

そうですね、分筆されたところについては、コンクリを打てますけれども、打とうと思えば、今回はされませんが、打とうと思ったら打てますが、この○○については、管が埋まっている関係で、そちらを転用して、コンクリをしたり土砂で埋めたりということはできなくなります。

○向井委員

その件もきちんこの転用者のほうには工事が終わった後とか、確認許可を、申請とか確認の写真を撮ってほしいです。でないと勝手に埋めているとかね。

○事務局

改良区の許可書には、その旨が記載されています。ここはできませんということで。

○向井委員

だからそれで。

○事務局

確認はします。

○向井委員

確認はちょっとしといてほしいんです。だからここだけコンクリを打ったり、バラスを入れたり何かして通れるような形でなしに、かわいそうだけでも土が増えて、結局道路とアスファルトとこの3のそこだけは溝があるという形で、この長さというのは、どれくらい、2メートルくらいあるんですか、1メートル。

○事務局

いや、そこまでないです。

○向井委員

いや、ごめんなさい、知りませんけども。

○事務局

これぐらいです。

○向井委員

1メートルもないような。

○事務局

です。1メートルないぐらい。

○向井委員

どっちにしても、そこだけははっきりきちっと説明しといてもらわないと、勝手に埋立てなんかせんようにしといていただければと。

○事務局

分かりました。本人にも再度、話はしておきます。

○永田議長

そうしますと、ほかはよろしいですか。

ハウレンソウ以外のものを○○さんは作られないんでしょうか。

○事務局

基本的にはハウレンソウですね。

○永田議長

分かりました。

そうしますと、ほか皆さん、御意見はいかがでしょう。

ないようですので、協議事項4番、整備計画の変更について、可能であるということで、進達してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、可能であるということで進達をお願いいたします。

そうしますと、協議事項につきまして、以上で終了させていただきます。

続きまして、7番、報告事項に移りたいと思います。

まず、各委員会からの委員会報告のほうをお願いしたいと思います。

まずは、農地委員会さん、お願いします。

○山下委員

本日、委員長さんが風邪ということで、何も聞いておりませんが、議案も何もありませんので、本日の農地委員会は中止ということにさせていただきたいと思います。

○永田議長

本日の委員会のほうは中止ということでお願いします。

続いて、農政委員会さん、お願いします。

○竹原職務代理

報告します。先月は12月12日に総会の後で農政委員会を行いまして、その後、夕刻忘年会をしました。実は昨年末にイレギュラーなことがありまして、予定していた講師の

先生が都合が悪くなって、北栄町でもうかる農業というのを掲げて、その中で、新しく普及所からの紹介で、〇〇先生が、実はがらっと代わりまして……。

○事務局

一番最後の資料です。

○竹原職務代理

まず日程が1月17日火曜日、午後1時半から3時半までということで、ここで一応やる予定にしております。講演の内容は「いつまでも活躍できる体づくり」です。●づくりじゃないです、体づくりです。講師の方がリハビリテーション科長ということで、これは安住さんですかね。

○事務局 はい。

○竹原職務代理

安住慎太郎さんという方です。あまり時間もなしに12月に開催予定が1月にずれ込んで、とにかくもう1月を過ぎて、下半期がやってくるとできないんだらうということで、瀬戸際状態で決定しました。ということで、体づくりについての講演会だということで、そこから募集をかけまして、案内を対象者全員に送ったんですが、現在12名ぐらい出席ということですよ。もう少し増やしたいなということで、例えば認定農業者であるとか、新規就農者に対しては別ルートから声をかけて、出席の確認が届く予定になっていますので、それプラス今日は皆さん方にも声かけをちょっとしていただきたいと。五、六名でも追加になればいいかなということでお願いをします。

○永田議長

どなたが参加予定なのか。

○竹原職務代理

欠席の通知も結構届いとるんですけど、出席で、全く通知が届いてない方は分かっているんですけど、皆さん方に配ってもらえますかね。五、六名前後ですから、ちょっとこれを見ていただいて何人か、新規就農者や認定農業者から五、六名集まれば20名ちょいになります。ということで、今から資料を準備してもらいますので、この名簿を見て御協力をお願いします。それと皆さん方の中で行ってみようかという興味のある方は、興味があれば、ぜひ当日出席いただきたいと思います。この部屋です。ということです。

○永田議長

資料のほうは皆さんの総会の資料に入っておりますので、今からでもちょっと話を聞いてみよかという方があれば、今すぐ手挙げされてもと思います。いかがですか。

○竹原職務代理

前回、ちなみに言いますと、「北栄町でもうかる農業」というタイトルを掲げました。それが1年前ですかね、ちょうど去年の1月です、予定で、50名集まりまして、ここに入らないんです。大ホールを使おうということで押さえてもらったんですが、コロナがばあっと大感染になって、急遽中止にしました。残念だったです、やむを得なかったです。という状況がありまして、それに対して今回は体づくりということで、ちょっと人気が無かったなというのは思うんですけど、よく言うでしょう、すみませんね、ちょっと今日は時間がありますから。余談ではなくて、よくドッグとか行きますと、人間ドックね。先生が最後のときに聞きますよ、何か運動していますかと。いや、していません、農業をしていますという、そうすると、じゃあ結構ですと、体を動かしているからいいですよ、大体それが多かった。ところが最近違うんですよ。農業で使う筋肉と体を維持する筋肉は違うそうです。これをぜひ今度の研修会の冒頭に言ってやろうと、考えていたんですけど、だからあっちが痛い、こっちが痛いというのは、農作業をした後。それは違う運動をしないと取れないということもありますので、ちょっといいんじゃないかなと、変わったね。体が資本ですから、農作業の。ということで御協力をよろしくお願いします。今日、この後で農政委員の方は当日の運営について話合いをしたいと思います。よろしく

お願いします。

○永田議長

そうしますと、続きまして、広報委員会さん、お願いします。

○石井委員

委員長が欠席なので私が御説明します。「菜種」の53号は見られたでしょうか。それのまた意見が出ると思います。今日それで、終わってから1階の第2会議室で「菜種」の54号についての内容について、53号の意見なんかがあったものの反省について、会合がありますので、よろしくお願いします。以上。

○永田議長

そうしますと、以上で委員会報告を終了いたします。

続きまして、農家相談についての報告をお願いします。

○前田委員

報告します。昨年12月20日に受けました。1件です。〇〇さんという方です。相談内容につきましては、改良区の水がないという指摘で、もう一つは現地との境界についてということで、幾つかお伺いをさせていただきました。まず改良区について、農業委員会のほうで対応できませんので、北条土地改良区のほうに行かれて、詳しく経緯とか相談内容とかを話してくださいということで了解いただきました。

あと、隣地との境界ということですが、お父さんがおられるときに、口約束で土地の貸し借りをされとったようで、境界がどうも曖昧だと。今回、自分の代になって、きちんとしたいということだったんですが、正確な内容のほうにしようと思えば、土地家屋調査士さんに行かれて、ここの境界のことをしてもらうのが一番ベストじゃないかと、そういうようなアドバイスをを行いました。以上です。

○永田議長

ありがとうございます。

そうしますと、3番、審議会等報告に移りたいと思います。

報告のある方、ございませんか。

○前田委員

これは昨年12月19日でしたけど、米のほうの各集落に対しての配分面積のほうが決まりました。それともう1点は前回もお話ししましたけど、肥料価格の高騰の対応について、今回も2月ぐらいになると思うんですけど、それについての説明会があります。また皆さんよく聞いて、また農家の方に対しての周知徹底等をお願いいたします。以上です。

○永田議長

再生協からということですね。

○前田委員

再生協です。

○永田議長

ほか審議会等報告ございませんか。

では、1つ私のほうから。先月12月15日の家族経営協定の調印式ですが、新規の4件の家族経営協定の調印がありまして、親元就農の方が1件、新たに農業を始められるということで、先ほどの利用権設定の計画の決定の際にありましたが、〇〇さんですね、地域おこし協力隊で御夫婦で入ってこられて、それが就農されるということで、このようなことも含めて、新規で農業をされると。御夫婦さん、個人も含めて3件の御夫婦の方、家族経営協定の調印を行いました。

また、12月12日の段炭素ロードマップ農業分野意見交換会ということで、当日は私と秋山委員のほうで参加し、意見交換をしてみました。がえておられる農業分野での脱炭素の協力ということですが、想定がちょっと大分ずれておられまして、農業が

盛んなところだから、ハウスで加温してばんばん野菜を作っておるだろうという前提の下に加温の施設の省エネを進めてもらうことによって脱炭素を図るというもくろみだったのですが、御存じのとおり、北栄町はあんまりハウスというものはやらないということで、なかなか協力できるところが少ないのかなと話をしながら帰ってまいりました。ただ、いわゆる太陽光発電の設置等については、優良の農地は当然太陽光を置かれたら困るんですけども、町のほうがしっかり計画を組んでいただいて、あまり優良でない農地等をそちらのほうに使っていただく等の検討をしていただく必要があるんじゃないだろうかというようなことを御説明して帰ってまいりました。

秋山委員、補足はありますか。

○秋山委員

特にはないです。

○永田議長

なかなか農業分野ではトラクターを買い換えてくださいとか、軽トラを買い換えてくださいとか、そういったぐらいのことになってしまうかなど。もうかれば買い換えることもありましたけども、それぐらいのことになるのかなという印象で帰ってまいりました。以上です。

では、私からは以上ですが、ほか報告がある方は。

○竹原職務代理

いつ頃ぐらいまで、声かけは。

○事務局

前日ぐらいまでに、できれば。

○竹原職務代理

前日。前日まで待てると、声かけの結果で出席という場合ですね。

○永田議長

では、今の名簿の丸の方、バツの方以外の方ということですね。

○竹原職務代理

ということです。

○永田議長

では、名簿のほうは皆さんお手元にお配りされたと思います。声をかけられる方があれば、声をかけていただいて、ぜひお声がけをされた委員さんも含めて参加いただければ、人数が増えますので、よろしくをお願いします。

そうしますと、このことにつきましては特にいいですか。

そうしますと、審議会等報告、ほかお持ちの方、ございますか。

では、特別なようですので、審議会等報告を終了といたします。

以上をもちまして、報告事項を終了といたします。

そうしますと、8番、連絡事項、9番、その他を事務局より一括して説明をお願いします。

○事務局

そうしましたら、まずは当面の行事予定です。一般経過報告については、先ほど報告があつて、各審議会等の報告があつたとおりですが、今日、1月10日から11日まで、女性の農業委員の登用促進研修会ということで、杉川委員が参加されています。県の農業会議から鳥取県の女性農業委員の代表ということで、参加をしていただいていますので、また来月報告をいただければと思います。

これからの日程ですが、先ほどあつたように、1月17日に青年農業者研修会を開催します。また、2月6日から8日に中部の農業委員会の会長協議会の県外視察が予定されています。7日の日には職員のブロック研修会が開催予定です。記載しておりませんが、1月23日に常設審議会がありますので、会長のほうに出席をいただく予定です。

レジュメに戻っていただきまして、次回の今月の農家相談です。1月24日火曜日、1時30分から大栄庁舎の2階会議室で行います。担当が杉川委員、田村委員、安田委員の3名になっていますので、よろしくお願いします。総会については、2月は2月10日金曜日、午後1時30分からこちらの会場で行います。これに伴います現地確認につきましては、9日の木曜日、1時30分から、担当が一三委員、向井委員、永田会長の3名でありますので、よろしくお願いします。こちらの議案の締切りは1月25日水曜日までとなっております。

その他の部分で。

○河本委員

26番、河本。12月27日の大栄スイカ産地振興検討会というのはどのようになっていますか。

○永田議長

12月27日に。それについては。

○事務局

内容は11月だったかな、11月にまず大阪であった新規就農者のPR会にスイカ生産部と普及所、JA、町とで参加をされて、そういった北栄町の大栄スイカに興味があるという農業者さん、何名ぐらいいたかな、10名ぐらいだったかな、と話ができたとということで、そういった内容の報告、それから現在の新規就農として研修をされていらっしゃる方のフォローアップの状況の報告、それから今後、春に向けて、希望される方に昨年、収穫体験ですとか、秋冬の作物の体験とかという形で、産地研修会みたいなことを開催したんですが、スイカの定植についてもやってはどうかということで、3月に実施をしたいというような方向で検討をされているという報告があったように記憶しています。●

ましたか。

○永田議長

どういった対応をされてましたでしょうか。

○事務局

スイカの生産部が主体で、そこに関係機関、町、それから農業委員会、普及所、それから担い手育成機構、JAといった関係者が集まってやっているもので、農業委員会は新規就農であったりとか、そういった方の農地の手続ですとか、そういったことのサポートをさせていただいています。今後、その中で農地を、使っていないようなハウスの調査なんかを一緒にやれたらいいなというような話はちょっとやっているような今、状況です。

○河本委員

分かりました。

○永田議長

そうしますと続けて。

○事務局

ごめんなさい。農地情報バンクです。3件出ております。お近くの方でいい方がありましたら、また場所を確認の上、御紹介いただければと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○永田議長

そうしますと、一通り用意しておるものは終わったようでございます。

全体的にその他として、皆さん方から発言等ありましたら。

○事務局

ごめんなさい、1点です。総会の際に欠席の方に、終わってすぐ追加資料なんかをお送りをして今しています。ちょっといろいろ確認のことがありまして、急ぐものについては送らせてもらいますが、参考資料等については、翌月の通知だったり、翌月の総会の際に送らせてもらうような形を取らせていただこうと思いますので、御了承ください。できるだけ、



いろいろな事情もありますが、出席していただきますように、計画書を出していますので、よろしくお願いします。

○事務局

もう1件です。本日、田村委員が欠席されていらっしゃいますが、実は今日、東京のほうで表彰式に参加をされていらっしゃいます。多分、干し柿の関係で、全国の準グランプリということで、東京のほうで表彰式があるので、参加をさせてもらいたいということで、本日欠席をして、そちらのほうに参加をいらっしゃいます。詳しい内容につきましては、おめでたいことなので、ぜひ行ってきてくださいということで、また戻られましたら、皆さんに報告をお願いしますということで、本日、欠席されていらっしゃいますので、また来月、話が伺えたらなと思います。以上です。

○永田議長

そうしますと、こちらは来月、詳細を伺います。

ほか。

○村岡委員

19番、村岡です。空き農地の2ページの〇〇さんですけども、田んぼを令和4年までは耕作されていて、水が出ないために耕作できないということが書いてありますけども、これ何で水がなくなったんですかね。

○永田議長

水が出ないというのは、前はちょっと畑かんのを田植とか何かしていたんですけど、ちょっとそっちがいけんということで、一応、用水路はあるんですけど、やっぱり上のほうが使われると水が流れてこないということで、途中から堰があって水が使えたりするんですが、やっぱり水がないときがあるんですね、自分とこでれているんですけど、多分そういうことがあってだと思います。

○村岡委員

分かりました。

○永田議長

ほかございますか。よろしいですか。

そうしますと、以上をもちまして、本日の総会を終了させていただきます。お疲れさまでございました。